

**令和 6 年度習志野市障がい者地域共生協議会
第 3 回全体会 会議録**

1. 開催日時 令和 7 年 2 月 4 日(火)午後 1 時 30 分～3 時 21 分

2. 開催場所 習志野市役所庁舎分室 サンロード津田沼(京成津田沼駅前ビル)6 階
大会議室

3. 出席者

【会長】 障害福祉サービス事業 あかね園 統括施設長 松尾 公平

【副会長】 特定非営利活動法人 1to1 理事長 武井 剛

【委員】

八千代地域生活支援センター 施設長 木崎 早苗

らいふあつぷ習志野 主任相談支援員 水野 郁子

ひまわり発達相談センター 相談支援専門員 浅倉 真紀子

習志野市社会福祉協議会 生活支援課 生活支援係 係長 河道 清人

生活相談課 主査補 恩田 健

あじさい療育支援センター 主査 江藤 文

健康支援課 主査 和田 久美子

千葉県立船橋夏見特別支援学校 教諭 坂中 航太

子育て支援課 主査補 江原 朋枝

習志野障がい者ネットワーク(習志野ダウン症児者親の会あひるの会 会長) 小林 紳一

特定非営利活動法人 じょいんと 事務局長 松井 秀明

千葉県立船橋特別支援学校 教諭 篠原 みちよ

千葉県立習志野特別支援学校 教諭 荻野 智美

NPO 法人 希望の虹 統括管理者 津金 幸太

みんなのいいさん家 非常勤役員 石井 香子

習志野障がい者ネットワーク(習志野八千代心の健康を守る会 副会長) 喜田 敬子

中核地域生活支援センター まるっと 習志野圏域グループホーム支援ワーカー 森井 真理

千葉県立八千代特別支援学校 就労支援コーディネーター 阿利 泰子

船橋公共職業安定所 専門援助部門 統括職業指導官 山崎 馨子

産業振興課 係長 近藤 孝洋

社会福祉法人のうえい舎 かりん 管理者 内山 澄子
ゆいまーる習志野 グループホーム 統括相談員(障がい)・看護師 星 眞木子
習志野市立東部デイサービスセンター 介護福祉士 吉田 美由紀
中核地域生活支援センター まるっと 地域総合コーディネーター 菊地 謙
津田沼中央総合病院 医療ソーシャルワーカー 滝沢 朋苗

【オブザーバー】

習志野市基幹相談支援センター りん 管理者 酒井 久美子
習志野市基幹相談支援センター りん 社会福祉士 市原 裕介

【事務局】

健康福祉部障がい福祉課 課長 北田 順一
健康福祉部障がい福祉課 主幹・企画係長 平岡 真由美
健康福祉部障がい福祉課 支援係長 小森 俊
健康福祉部障がい福祉課 主査 市角 絵里
健康福祉部障がい福祉課 主査 金坂 みのり
健康福祉部障がい福祉課 主査 落合 知之
健康福祉部障がい福祉課 副主査 張替 優子
健康福祉部障がい福祉課 副主査 伊藤 恵理
健康福祉部障がい福祉課 主事 清川 直哉

【傍聴者】

0 人

4. 議題

第 1 会議の公開

第 2 会議録の作成等

第 3 会議録署名委員の指名

第 4 報告

(1)各部会より会議報告及び協議について

(2)日中サービス支援型共同生活援助における地域共生協議会での評価に係る県
及び事業所への報告について

(3)ならとも拠点システムに係る令和 5 年度の協議会での評価について

第 5 協議

(1) 令和 7 年度の広報紙ならともに係る分担及び発行について

(2) 令和 8 年度 3 月提言書の提出について

第 6 その他(事務連絡等)

5. 会議資料

資料 1 令和 5 年度 ならとも拠点システム(習志野市地域生活支援拠点等)運営評価シート

資料 2 令和 7 年度の広報紙ならともに係る分担及び発行について

資料 3-1 令和 5 年 3 月 習志野市障がい者地域共生協議会 提言書

資料 3-2 提言書 回答

資料 3-3 令和 8 年 3 月 提言書提出のスケジュールについて

資料 4 令和 7 年度 習志野市障がい者地域共生協議会 年間スケジュール

その他 広報紙ならとも令和 6 年 7 月号及び 11 月号

ひきこもりを語ろう(チラシ)

千葉精神医療人権センター(パンフレット)

6. 議事内容

【松尾会長】

ただいまから、令和 6 年度 習志野市障がい者地域共生協議会 第 3 回全体会を開会する。本会議は規定により、会長及び過半数の委員の出席が成立要件となっているが、ただ今の出席委員は、27 名である。よって、本会議は、成立した。

第 1 会議の公開

【松尾会長】

日程第 1 会議の公開について、本日の会議は「習志野市審議会等の設置及び運営等に関する指針」により、原則公開となっている。

ただし、内容により、公開・非公開の判断が必要となった際は、その都度お諮りすることとするが、それでよいか。

～異議なし～

【松尾会長】

それでは、そのようにさせていただきます。

なお、本日の内容に非公開事項になると思われる案件はない。

また傍聴者については、定員に達するまでの間は、入口でお配りした注意事項を守るようお願いした上で、随時傍聴希望者の入室があるので、御承知おきいただきたい。

非公開となった場合は、指示に従っていただく。

第2 会議録の作成等

【松尾会長】

次に、日程第2 会議録の作成等についてお諮りする。

会議録については要点筆記とし、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名、審議事項、会議内容、発言委員名及び所管課名を記載した上で、市ホームページ及び市役所グラウンドフロアの情報公開コーナーにおいて公開したいと考えるが、これに御異議はあるか。

～異議なし～

【松尾会長】

異議がないようなので、そのように取り扱うことに決定する。

第3 会議録署名委員の指名

【松尾会長】

日程第3 会議録署名委員の指名についてお諮りする。

会議録署名委員については、令和5年度第2回全体会で、運営会議委員が輪番制で務めることとした。

よって、今回は、近藤委員、内山委員を指名するが、これに御異議はあるか。

～異議なし～

【松尾会長】

異議なしと認める。

第4 報告

(1) 各部会より会議報告及び協議について

【松尾会長】

日程第4 報告(1)各部会より会議報告及び協議について、相談支援部会より報告等をお願いする。

【木崎委員】

第2回全体会の後、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム(以下、「にも包括」

という。)と地域生活支援拠点等のモニタリングについて協議を行った。にも包括の協議では、65歳到達時のフローチャートについて、基幹相談支援センターりんが中心となり、意見を集約しながら作成を進めており、完成に近づいているという報告を受けた。介護支援専門員の部分も取り組めたら良いという意見もあるため、今後、活用して行きながら、修正等があれば作り直して行くことになっている。

また、習志野市の実務者会議という形で、12月25日に市内の三橋病院の相談員を招いて意見交換会を開催した。当日は、三橋病院の概要や、どのような方が入院しているのか、実際の退院支援について等、具体的な話を細かく伺うことができた。三橋病院が法人内にグループホームを持っているので、そこでの暮らしの状況を確認し退院に向けて準備を進めたり、法改正によって退院支援委員会が毎月開催されているので、病棟スタッフと対象者をしっかりアセスメントしながら情報を共有して、地域の相談員とも連携を図りながら退院を進めているということだった。精神科の患者にみられる水中毒が退院後地域で暮らす中で大きな課題となっているので、コントロールの方法について作業療法士等とも一緒に検討しながら進めているということであった。

他には、病院の中での多岐に渡るワーカー業務や、他職種連携でのポイント等についても伺った。実際に三橋病院がどういった方を入院適用しているのか地域の支援者が良く分かっていなかったため説明いただいた。他病院からは、地域への要望、希望など具体的な例も挙げていただいた。地域の支援者側から、病院の閉鎖的な空間の中での生活についてイメージがつかないという意見もあり、分かりやすく説明いただき共有することができ、とても良い実務者会議だったと思う。

実務者会議後の部会では、相談員同士が理解し合えることが大事、他病院とも交流できる場があると良いという意見があった。

また、にも包括に関することでは、「習志野市内だけではなく、連携する関係機関として保健所や県、精神科医療センター、認知症の方も含め、それぞれの役割分担を見える化していくことが大事である」や「ワーカーの丁寧な関わりが病院と地域の間を担ってくれている」という意見があった。

それを受け、次年度以降のにも包括の取り組みについて、改めて具体的なロードマップを考えていきたいと思う。

地域生活支援拠点等のモニタリングについては、基幹相談支援センターりんが主催で開催した意見交換会の中でも、拠点としての機能が5つある中で「地域の体制づくり」という部分では、コーディネーターを配置して担っていくことで、他の4つの機能が回っていくのではないかと意見もあり、意見交換会の内容を共有した。

【松尾会長】

相談支援部会からの報告について、質問等はあるか。

～質問等なし～

重症心身障がい児者・医療的ケア児者等支援部会より報告をお願いする。

【江藤委員】

ならとも避難ぷらんについて、11月24日に行われた市の総合防災訓練に新栄在住の方が参加し、自宅から避難先である習志野偕生園への避難訓練を実施した。新栄、大久保町会の方2名に手伝っていただいた。習志野偕生園に到着後は、施設見学を行い、施設職員との顔合わせもすることができた。

ならとも避難ぷらん作成者23名の避難先候補である10ヶ所全ての施設から了承を得ることができた。今後は避難先候補施設と自宅の位置が分かるよう地図に盛り込むなど、ならとも避難ぷらんの完成に向けて動いていく。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場については、12月5日に「医療との連携」をテーマに開催した。医療機関、当事者の家族、部会委員等23名が参加した。医療機関の受診や日常生活などでの課題が分かった。今回、様々な立場の方から話を伺うことができ、今後の部会活動の参考になった。課題は沢山あるが、当事者や家族から話を伺い、出来るところから取り組んでいきたいと思う。

ナラシドポスターについては、情報ガイドブックと連動していくというところで、内容としては、了解をいただいた医療機関の情報や電源マップなどを載せる予定である。来年度の部会の1つのプロジェクトとして、完成に向けて作成に取りかかっていく。

令和6年度第1回習志野市介護保険事業者連絡協議会が11月15日に開催され、98事業所(85名)が参加していた。本協議会としては、3回目の参加である。共生型サービスについて、セイワ習志野の片岡氏より共生型生活介護の実施状況や事務的なことなどを報告いただいた。請求の際に「介護保険と障害福祉サービスではシステムが違うので、どうしたらよいか」ということについては、千葉県国民健康保険団体連合会から紹介いただいたソフトを利用しているという話など具体性のある内容だった。今後も共生型サービスについて周知をしていく。

セイワ習志野の共生型生活介護については、現在4名が利用している。最初に利用した重症心身障がいの方は利用から1年が経過したところだが、12月中旬に利用を止めたいという相談があった。普段利用している障害福祉サービス事業所との対応の違いに戸惑ってしまったことが理由と聞いている。

ケアセンター習志野における医療型短期入所の開設については、千葉県医療型短

期入所開設支援事業を利用し、コンサルタントが入り開設の準備を進めている。現在、法人の定款を変更しているところであり、令和 7 年度の開設を目途に進めているとのことであった。

【松尾会長】

重症心身障がい児者・医療的ケア児者等支援部会からの報告について、質問等はあるか。

【内山委員】

共生型生活介護の利用を止めたいと言った理由の介護保険と障害福祉サービスの違いはどのようなものか。

【事務局】

御本人が慣れるまでに時間がかかったことと、母にも心配事があった。母から心配事を聞き、障がい福祉課や相談支援専門員、親御さんと施設に伺い、御本人の施設での様子を見学し、どうしていけば良いのか相談するなどして経過を見ていた。元々、共生型生活介護を利用し始めたのは、子どもが大人になり、母も年齢を重ねる中で自宅での入浴が厳しいということが理由であったが、施設では昼食前に入浴をするため、排せつのタイミングが合わないことが続き、洗濯物をかなり持って帰ってくるがあったため、母の負担になったことも理由の一つではあるようだ。また、母から様子を見たいという申し出があり施設へ行ったところ、あまり声掛けをしてもらっていない状況だったことも気になってしまったようである。他の障害福祉サービス事業所の利用時は明るい表情だが、介護保険施設の利用時は表情が違っており、そういうところも気になっていたようだ。見学は半日だけのため、それだけで判断するのはどうなのかということもあるが、デイサービスというものをきちんと理解していなかったかもしれないということだった。介護保険施設のデイサービスの中で共生型生活介護を行っているため、他に高齢の利用者もいる中での支援のため、全く声掛けをしていないわけではなく、とても気に掛けていただいていたが、その人だけ特別に声掛けするというのは難しいことであり、そこが上手く出来なかったところでもある。普段通っている花の実園では、器具を使って歩行訓練をしたりするが、そういうことも出来ないため、母としては最初に「入浴」ということに飛びついてしまったが、「本人にとってどうなのか」という視点が抜けていたかもしれないということだった。利用は控えるが、今後母が入浴介助をすることが難しくなったときには、また利用したいということだった。

もう1つ、食事提供加算について、施設が加算の申請を県に提出していなかったため、食費の自己負担が他の事業所より高かったということもあった。加算については県へ申

請いただくようお願いしたが、事業所の設備面等の関係で適用が難しく、最終的には食事提供加算が付かないまま請求をしている。

【内山委員】

協力してくれる事業所と上手く連携を取りながら、利用する人が出てくると良い。また、課題となった食事提供加算なども付けられるようになると良い。

介護保険施設での共生型生活介護については、地道に活動いただき開設されたが、重症心身障がい児者が利用できる障害福祉サービスの生活介護事業所を市内にどう増やしていけるかの検討も大切だと思った。

【松尾会長】

他に質問等はあるか。

～質問等なし～

児童部会より報告をお願いする。

【小林委員】

保育所等訪問支援事業については、訪問先への申し込みから保護者への報告まで、書類の提出等手順があるが、書類の使いづらさ等、各事業所が感じていることについて意見を伺うため、2月21日に開催する部会には保育所等訪問支援事業を実施している事業所(市外も含む)にも参加いただき、円滑な書類のやり取りや、書類の書式、サービスの使い方等について話し合う予定である。児童部会としても、前回の部会で修正点等を挙げ検討した。保育所等訪問支援事業が円滑に行われ、事業所と訪問先機関双方が負担にならないような方法の見直しができると思う。保育所等訪問支援事業を行っている全事業所に参加いただけるか分からないが、本日、障がい福祉課より「就学児における保育所等訪問支援のサービス提供について」という案内を送付している。事業所同士の意見交換等も含め、良い機会になるのではないかと思います。開催することとした。

【松尾会長】

保育所等訪問支援事業がどういった内容のサービスなのか、説明いただけるか。

【小林委員】

保育所等訪問支援事業は、保育所や学校などの集団生活において、課題や困りごとがある子に対して、事業所が通園(学)先を訪問し、子どもの様子を見学し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行うサービスである。

【松尾会長】

説明いただき、感謝する。他に質問等はあるか。

～質問等なし～

地域生活支援部会より報告をお願いする。

【武井副会長】

前回の全体会以降は、12月10日と1月8日に開催した。12月の部会では、2月20日に今年度2回目の事業所意見交換会を行う予定のため、開催に向けて前回(10月に開催)の振り返りや、昨今の全国的な障害福祉サービスの現状と課題についての共有等を行った。また、11月13日の財政制度等審議会財政制度分科会の資料で、国の介護福祉サービス等の財政状況や現状の課題、今後の取り組みに対する提言等を挙げており、そこに障害福祉サービスに関することも書かれていたので、そちらも共有した。この資料には、主に就労系サービス(特に就労継続支援や共同生活援助)についての現状と課題が記載されていた。株式会社恵による食材料費の過大徴収による指定取消処分が行われたこともあり、行政処分に伴う給付費の返還請求額が、令和4年度で約26億円になっている。市町村の障害福祉計画や障害福祉データベース等を用いながら、適切なところに適切なお金が回るような取り組みをしてくださというようなことが謳われていた。これは財務省の資料であるため、今後、厚生労働省から別の資料が出てくるかと思うが、今後の部会での協議や意見交換会の課題等として検討していこうと思う。

11月14日の部会では、意見交換会に向けた準備として、対象事業所の確認と当日のテーマを検討した。12月中旬に市内の対象事業所に案内を送付しており、1月28日時点で参加予定が18事業所(23名)となっている。2月に入ってから参加希望の事業所もあったため、部会委員を合わせて30名程での開催予定である。この2月20日の意見交換会は、現在、相談支援事業所5ヶ所、通所系事業所8ヶ所、グループホーム等の入所系事業所8ヶ所が参加予定である。今回の意見交換会は細かいテーマは設けず、グループディスカッションをメインに行う予定である。当日は、二部構成という形で、最初は近隣の地域ごとのグループに分かれて話し合い、後半はサービス内容が似ている事業所同士でグループを作り、話し合う予定で考えている。時間は13時30分から2時間ほどを予定している。また、今年度、市の障害福祉サービス事業所ハンドブックの記載内容(フォーマット)等を変更し、他のサービスより先に、共同生活援助が新しいフォーマットで記載されている。次年度以降も、サービス利用者が、事業所を比較、検討しやすいよう、他のサービスもフォーマットを変更し、ハンドブックを作ろうと考えている。意見交換会当日は、事業所ハンドブックへの掲載に協力してもらえよう、呼びかけをしたいと考えている。

今後、次年度に向け、提言も含めて検討していきたいと思っているが、その中で部会

の検討事項をどう絞り込むか協議している。まだ確定はしていないが、大きな方向性としては3つ程あり、1つは地域生活支援拠点等を軸とした重度の障がいのある方やサービスに繋がりがづらい当事者の方、或いは保護者を含めた支援者、特に介護疲れや虐待リスクを抱えているひとり親、高齢者、そういった方たちの地域生活をどう支えていくのかというところを検討していけたらと思っている。御存知の方もいるかもしれないが、昨年、神奈川県の中井やまゆり園の元利用者(44歳、重度障がい)が、70歳を超えた親御さんと一緒に千葉県長生村に引っ越してきたが、親御さんが御本人を死に至らしめてしまうケースがあった。先日、神奈川県でその死亡事故に関する検証チームの中間報告書が12月10日付けで挙げられていた。報告書を読むと、いろいろな方が関わっているながら、どうしてこのような事態になってしまったのかと、とても考えさせられるような胸が痛くなる事件だった。千葉県のPACガーディアンズの佐藤彰一先生も検証メンバーになっている。こういった問題が何故起きてしまうのか、防ぐにはどうしたら良いのか、習志野市ではどうしたら良いのかというところを検討していけたらと考えている。

余暇活動支援の確保については、近年、市内や近隣市で以前から移動支援や日中一時支援を中心に活動している事業所の閉鎖や、開所日、開所時間の短縮による事業縮小等が出てきている。働き手の高齢化や、若い人材が集まらない、物価や燃料費の高騰等、様々な影響があつてのことだと思うが、余暇活動支援サービスは、障がいのある当事者や御家族にとっては必要不可欠なサービスだと思うので、この問題をどうするかということも考える必要のあるテーマだと思っている。

福祉的就労環境(特に就労継続支援B型)における支援の在り方については、特にコロナ禍以降、在宅でのサービス利用を提供して報酬を受けている事業所が増えている。在宅でのサービス利用に関しては、障害者自立支援法が始まった平成19年から制度としてはあったが、特にコロナ禍以降に国が在宅でのサービス利用を積極的に推奨したということもあり、それ以降に開設されたB型事業所では在宅サービスをメインに行っている(謳っている)事業所が増えていると思う。その実態把握や、実際にはどのようなサービスが提供されているのか、適切なサービス提供の在り方等を検討できればと思っている。在宅サービスの利用に関しては、習志野市の場合は、先に在宅サービスの必要性について市に申出をして認可をもらうことと、実際にサービスを提供したときは提供月の翌月10日までに習志野在宅サービス提供報告書を提出することになっている。その辺の運用の在り方等を勉強しつつ、こういった形が適切なのかというところを検討できればと思っている。

就労継続支援B型事業所等に関しても、物価や原材料費、燃料費の高騰によって生

産活動への影響が出ていたりすると思うので、その辺の把握や必要な支援策、打開策等についても検討できたらと考えている。

【松尾会長】

地域生活支援部会からの報告について、質問等はあるか。

【内山委員】

在宅支援の件で就労継続支援 B 型事業所とあったが、最近、計画相談でいろいろ回ると就労移行支援でも散見されている状況がある。就労移行支援はたった 2 年しかない事業なのに週 3 日在宅でも良いと言う事業所もある。それが、在宅ワークに繋げるためであれば訪問しながら支援するべきであるが、そうではなく「だんだん来れるようになるから」という事業所もある。是非その辺の実態がどうなっているのか、どのくらいの市民が在宅支援の支給決定を受けているのか、どのような内容になっているのか、相談支援部会と協力しながら、実際の現場の様子を吸い上げて、地域生活支援部会と連動しながら、実態把握をして、より良い在宅支援の在り方を検討いただきたい。また、この在宅支援について県は、市町村が認めたものであるため、市町村の責任であり、市町村でしっかりやるべきだと言っていた。就労継続支援 B 型事業所など就労系サービスが増えている中で、利用者が正しい支援を受けられるような形を是非協議会としてもバックアップできたら良いと思うのでお願いしたい。

【松尾会長】

他に質問等はあるか。

～質問等なし～

今年の 10 月から、就労選択支援という新しいサービスが国で創設されるということもあり、今月 2 ヶ所程講演をしに行く。改めて、就労選択支援の意義や目的を国等の情報から読み解くと、各サービスと本人のニーズを如何にマッチさせるか、精度を上げるかというところが求められている。相談支援の中でも、アセスメントをするだけではなく、次のサービスに繋ぎ、かつ、アフターケアも行っていくという長期視点を視野に入れた働くことに特化したサービスであると理解したところであるため、市内でも相談支援との連携や、就労系サービス等々との情報共有をしながら、様々なサービスを利用すべき人が利用でき、その人に合ったサービスや働き方を提供できるような形をどうしていくか考える良い節目だと思う。就労選択支援などをキーワードにしながら、その辺を考えていけると良いと思う。

それでは、雇用促進部会より報告をお願いする。

【近藤委員】

雇用促進部会の 11 月以降の取り組みとしては、障がい者雇用に関するチラシを第 1 回の 5 月の全体会でも諮らせていただいたが、作成したチラシを 6 月、10 月の商工会議所の会議等々で約 2,000 部以上を市内企業に配付しており、結果として 12 月頃に市内の運送業を営む事業者が興味を示し、障がい者雇用のマッチングということで、あかね園の企業支援の方に動いていただき対応できたという事例が 1 件あった。事例件数は少ないかもしれないが、やはり 1 つ 1 つ丁寧に対応した結果、事業者間の口コミ等々にも反映されていると聞いている。今後についても、障がい者雇用をさらに促進するよう、チラシのブラッシュアップも含めて、継続的に取り組んで行きたいと思っている。

もう 1 点は、1 月にあかね園とアシザワ・ファインテック株式会社の御協力により、企業の視察を行った。あかね園については、松尾会長より竣工されたばかりのワーキングベースを視察させていただき、あかね園の特徴や企業理念、長期伴走型の多機能サービスといったところを丁寧に説明いただくとともに、利用者の作業現場を視察することができた。同日で、アシザワ・ファインテックにも視察に行き、こちらでは企業目線での障がい者雇用の実情を説明いただくとともに、八千代特別支援学校を卒業した入社 3 年目の社員との意見交換をさせていただき、非常に有益な時間だった。

先日、ハローワークから障がい者雇用の状況ということで、一部数字が示された。細かい数字や分析はまだ私もできていないが、興味深いところを報告、共有させていただく。ハローワークの船橋管内の雇用率は、1 位が八千代市で 3.18%であり、八千代市、船橋市、鎌ヶ谷市に次いで習志野市となっている。その下に白井市となるが、この管内 5 市の中でも、非常に低い数字であることを改めて確認した。細かい数字は申し上げられないが、管内 5 市の平均が 2.26%であるのに対して習志野市は 1.98%ということで、非常に低い数値であることを重く受け止めている。このことも踏まえ、雇用促進部会については、今後についても障がい者の働く意味や目的を忘れることなく、地域や社会、就職先で共に生きる「共生」の重要性を認識し、また、法定雇用率の引き上げといった視点からの企業支援についても積極的に検討と協議を進めていきたいと思っている。

【松尾会長】

新しく障がいのある方たちの実習等を受け入れていただく運送会社について、先週障がいのある方たちの実習が終わった。会社の方たちには非常に素晴らしい対応をしていただき、自信の無かった人が自信をつけて実習を終えることが出来た。会社の人たちも「会社全体の雰囲気非常に明るくなった」「和やかになった」ということで、また是非新しい方を実習に連れて来てくださいというお話をいただき、初回の実習を終えている。また地域に少しずつこういった方が増えていけば良いなと思っている。

何か雇用促進部会に質問等はあるか。

【内山委員】

先ほどの雇用率の数値を聞き、少ないのは残念である。ただ、いつも松尾会長から市内には雇用率を達成するための大きい企業が少ないということを聞いており、その企業が取り組まないことには、この雇用率自体はあまり変わらないと思う。一方で、雇用率にカウントされない中小企業で頑張っている事業者については、雇用率だけでは見えてこないもので、雇用率には現れないけれど障がい者雇用に取り組んでいる事業所数が見てくると良いと感じた。

【松尾会長】

実際、市内で働いている障がいのある方が少ないということではなく、例えば茜浜方面や海沿いには物流倉庫など大きな企業もあり、そこで働いている方は沢山いる。ただ、それは本社の所在地の雇用率になってしまっているため、この管内の雇用率は上がっていない。そのため、実際に市内で働いている人は、それなりの数はいると思っている。ただ、実際の企業割合からすると、やはり習志野市はほぼ 100% 中小企業なので、やはり中小企業での雇用をいかに進めていくかが、この地域の中で働くことの促進になるのではないかと考えている。今後も、中小企業を中心に雇用先の開拓を進めていきたいと考えている。

ただ一方では、就労移行支援事業等の立場からすると、働きたいという方たちの掘り起こしにも難しい部分がある。こちらはどんどん求人を開拓して、働き口を探したり、就職先の求人が山ほど来ている状況であるが、送り出す人がいなかったり、働きたいという人が少なくなっている。こういった傾向もあるので、年数や時間はかかると思うが、小さな子どもの段階から「トレーニングをすれば社会で働ける」「企業の中で働ける」というようなイメージを親御さんにも持ってもらい、可能性を感じていただいて、できるだけ沢山の人が地域の中で働きたい、働いていけると感じてもらえるように繋げていきたいと思う。せっかく働ける力があっても、一般就労や社会に出ることに足踏みをしてしまい、遠ざかってしまう方たちが最近多くなっているイメージがあるので、「働きたい」と思える土壌、醸成をしっかりと作ることも、これからの就労支援の中では大事な役割になってくると感じている。

他に質問等はあるか。

～質問等なし～

社会資源開発・改善部会より報告をお願いする。

【内山委員】

現在、障がい福祉課のケースワーカーに無料低額宿泊所で暮らす障がいのある方への訪問をお願いしているところである。無料低額宿泊所は本来、ショートステイであるが、ロングステイをしている人が沢山いて、その中には障がいを持った人たちもいる。後から障害福祉サービスの申請が出てくるケースもあり、なかなか障害福祉サービスの情報が行き届いていないのではないかという仮説の中で、生活相談課の訪問に合わせ障がい福祉課のケースワーカーが同行し、今回訪問した2ケースの報告を受けた。2事例とも、職員が同席の中でお話を聞く形だったため、障がい福祉課のケースワーカーが名刺を渡し、何かあったら相談していただくよう伝えて終わっている。部会で話し合った感想であるが、長く無料低額宿泊所を利用している人に「外に出ましょう」「サービスがあります」と伝えて動く人もいるかもしれないが、最初に生活相談課が無料低額宿泊所を紹介する段階で、障がい福祉課のケースワーカーが一度アセスメントをすることが出来ると、随分違うのではないかと感じた。一時的に入ったつもりが他の選択肢が無く居心地が悪くなってしまうとか、今までの生活よりマシであった等、そういった方もいると思うが、最近、生活保護を受給している方が生活相談課へ相談をすると、家が無くなったリグループホームを追い出された場合は、すぐ「無料低額宿泊所に」と言われる。生活相談課の中では、家が無くなったらずは無料低額宿泊所というアセスメントがあるのだと思った。そこに、障がい福祉課のケースワーカーが絡んだら、1ヶ月はとりあえず無料低額宿泊所又はショートステイを利用するかもしれないが、そこで福祉的なアプローチが出来るかもしれない。今回の2ケースに関しては、特に強い希望等は無く、何かあったら相談に来てくださいというところで終わっているが、今後の提言書に向けて準備をしていくには、障害者手帳を持っている人が生活相談課に相談に来た際、今まで「家が無い」ということで無料低額宿泊所を紹介していたかもしれないケースに関して、障がい福祉課のケースワーカーが連携することで、その人の生活の可能性が上がるのではないかという仮説ではあるが、検討していきたいと思っている。本来の無料低額宿泊所の機能がショートステイであるということから、権利があるのに情報が無くて選択出来なかったということが無いようにと思っている。障がい福祉課のケースワーカーに動いていただき、私たちが踏み込めなかった利用者の話を聞けたので、その方たちのことが少し想像できた。

次は、不動産業者と大家に向けたチラシの作成についてである。八千代地域生活支援センターが千葉県から受託しているにも包括の一環として進めており、素敵なものが出来始めている。にも包括で作成しているので、今回は鎌ヶ谷市、八千代市の相談機関を載せることになるが、近隣市にも配れるということはメリットだと思う。今後は印刷し

たチラシを 3 市で分けることにはなるが、印刷データは提供いただけるということである。不動産業者には郵送するか、商工会議所や住宅課に不動産業者向けの研修等があればそういったルートで配付できると思うが、大家への配付については、配付ルートが不明のため、まちづくり会議に参加している方たちに協力いただくのが良いのではないかと考えた。貸したいと思ってもなかなか貸せない、障がいのある方に貸したけれど上手くいかないことがあった等、理由があると思うので、当事者だけではなく不動産業者へも支援ができるようにしていけたら良い。チラシは、この後、微調整をして印刷していく予定である。

3 つ目が広報紙ならともについてである。3 月号については昨日打ち合わせをして、表面は、「こういうチラシを不動産業者や大家に配付する」という内容で、裏側は特別支援学校に通う子どものバス停の見守りボランティアである交通安全推進隊について記載したため、明日の運営会議で相談させていただく。

それに引き続き、交通安全推進隊について、あるバス停で私が知り合いのお母さんがいたので、その人と会話をして子どもを見送り、また翌日、見送りをしようと思い待っていたら、その知り合いのお母さんに「バスを見ていると、保護者たちが怖がって不審者がいるなど学校に相談をするから、バスから離れてください」と言われた。特別支援学校に通う子の保護者が、地域の人たちのことをどんな風に思っているのか、いろいろな犯罪があったりする中で、見守ってくれる人がいる地域にしていくためには、知り合いを沢山作っていかなければならないというところで、「交通安全推進隊」というツールを持っているので、そこを何とか広げていけないかということを運営会議で相談した。部会でボランティアを探してもなかなか見つからない中で、松尾会長から企業に「こんなボランティアありますよ」という紹介であれば出来るかもしれないと言っていた。バス停にこだわらず、福祉施設の横にある企業であつたら避難訓練に参加してもらうとか、災害時に手伝っていただくというボランティアでも良いと思うので、地域の人と障がいのある人やその家族が繋がれる機会となるような、そういう種まきができると思うので、相談しながら進めていきたい。

福祉ふれあいまつりについて、毎年同じ事業所が出店しており、新しく市内に出来た就労継続支援 A 型事業所や B 型事業所には声が掛かっていない。当事者や家族が参加や来場しているが、市民に向けた啓発になっていないと感じるため、今後の提言書に向けるのか、来年の企画に向けるのかは分からないが、意見出しが出来ると思う。キッチンカーや、障がいのない人もフリーマーケットを出店できるような仕掛けを作っていないといけないと思う。

【松尾会長】

社会資源開発・改善部会からの報告について、質問等はあるか。

～質問等なし～

(2) 日中サービス支援型共同生活援助における地域共生協議会での評価に係る県及び事業所への報告について

【松尾会長】

日程第 4 報告(2) 日中サービス支援型共同生活援助における地域共生協議会での評価に係る県及び事業所への報告について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

令和 6 年度第 2 回全体会において報告させていただいた、「日中サービス支援型共同生活援助」における地域共生協議会での評価内容について、令和 6 年 12 月 12 日に千葉県総合支援協議会へ報告をした。また、車椅子特化型障害者グループホームカイト実籾へ、令和 7 年 1 月 7 日に評価内容を通知したので報告させていただく。

なお、グループホームふわふわ習志野実籾については、令和 6 年 12 月 26 日に千葉県障害福祉事業課より廃止届が提出された旨の連絡があったことから、評価内容の通知はしていない。

【松尾会長】

事務局からの報告に何か質問等はあるか。

～質問等なし～

(3) ならとも拠点システムに係る令和 5 年度の協議会での評価について

【松尾会長】

日程第 4 報告(3) ならとも拠点システムに係る令和 5 年度の協議会での評価について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

資料 1 をご覧いただきたい。

令和 6 年度第 2 回全体会において実施した、ならとも拠点システムに係る令和 5 年度の協議会での評価について、評価内容をまとめたので報告させていただく。第 2 回全体会から修正となっている箇所は赤字で記載している。資料 2 ページ、4 ページにある緊急時の受け入れについては、「一定程度できている」「実施している」という評価にしているが、その他の欄に「重症心身障がい児者や医療的ケア

児者、強度行動障がいのある方等の受け入れ体制の拡充が必要」と記載させていただいた。6 ページ目の総評に関しても、委員の皆様からの意見を記載している。

【松尾会長】

ただ今の説明について、質問等はあるか。

～質問等なし～

第 5 協議

(1) 令和 7 年度の広報紙ならともに関る分担及び発行について

【松尾会長】

日程第 5 協議(1) 令和 7 年度の広報紙ならともに関る分担及び発行について、事務局より願います。

【事務局】

資料 2 をご覧いただきたい。

令和 4 年度までは、就労支援部会において「ならしの」と「はたらく」の言葉から、夢に向かって共に働くという願いを込めて、広報紙ならたくを発行してきた。令和 5 年度より、現在の形である広報紙ならともに関に改め、内容は就労に限らず市民へ広く周知するものとして、各専門部会が 1 回ずつ担当し発行してきた。この 2 年間のテーマは資料 2 に記載のとおりである。来年度の広報紙ならともに関の作成にあたり、令和 6 年 12 月 5 日の運営会議において分担を検討した結果、委員任期の最終年でもあることから、始めにテーマを決め、そこから部会への分担を割り振ることにした。また、現在は毎回 9,000 部を作成しているが、配付先についてはテーマに合わせて多少柔軟に変更したいと考えている。

皆様から、テーマを挙げていただけたらと思うので、御意見等あれば挙手をお願いしたい。

【松尾会長】

広報紙については、最初は就労支援部会(現:地域生活支援部会及び雇用促進部会)を中心に長年作成してきた。これまで商工会議所の会報に挟むという形で配付してきたが、市民向け(町会の回覧板等)で配付する形に大きくシフトしてきたということと、もう少しテーマを幅広く取り扱い、いろいろな方たちに「障がい」や「障がい福祉」について知ってもらう機会を広めようということで、少し柔軟に内容や配付先を検討していきたいと思っている。今後、次期協議会の委員構成になった際に、この広報紙ならともに関の取り扱い等々も考えていかなければならないため、1 つの足がかりとして、来年度 3 回の発行を通じて、その次の 3 年間こういった形でこの広報紙を発行していくか検討するた

めの参考にしていこうと考えている。今回、輪番制を取り止めたということは、次に繋げるための１つの考えるきっかけをみんなで作ろうということであるため、また来年度１年間の中で、この広報紙の発行先や内容等々も含め、在り方を皆さんで検討していく機会をいただければ良いと思っている。そういった中で、来年度３回発行する広報紙のテーマ等々、何か意見等があれば委員の皆様から提案いただければと思うが如何か。「こういったものを知ってもらったかどうか」「来年度はこういうテーマを啓発してはどうか」など、伺えたらと思う。「提案したからやってください」いうことにはしないので、あくまでも今日はこんなことを載せたら良いのではないかとということを聞いて終わりにしたいと思う。

例えば、先日の運営会議の中で話したのは、児童部会が検討しているヤングケアラーの問題が非常にクローズアップされているということだったので、そのあたりを市民の方にも知っていただくということで、来年度どこかのタイミングで広めるのはどうかという意見もあった。

この広報紙は、回覧板等を中心に市民向けに配付、回覧されるが、ヤングケアラーであれば例えば学校や教師など、内容によって配付先を多少柔軟にできるという部分も今回メリットが出てきた。今日は意見が出ないようなので、各部会の中で少し考えていただき意見を伺えたらと思う。

【森井委員】

今年度、習志野市の研修で高次脳機能障がいのある方への支援に関する研修を受講し、ちょうど今年度の報酬改定でグループホームや障がい者施設に対して、高次脳機能障がいの方を支援していると加算がつくような制度ができた。昨年も養成講座に参加したが、高次脳機能障がいは進行しない障がいとして捉えて、再就労や復職がゴールになっており、社会参加をしなければいけない障がいということも啓発できたら良いと思った。

【松尾会長】

確かに、高次脳機能障がいという言葉は聞いたことがあっても、具体的にどういう障がいなのか市民の中では、まだ知らない方たちも多いと思う。そういった方に知っていただくのも１つかと思う。

他には何かあるか。

【内山委員】

私たちの業界では「ピアスタッフ」は普通に知られているが、市民の方は多分知らないと思う。もしかすると、この協議会委員の中でも知らない人がいるかもしれない。報酬改定の中で、ピアスタッフを雇用することでその事業所に加算がつくようになっているの

で、障がい当事者が支援をする立場になって働く人がいたり、自分の当事者性を活かしながら働く人がいるということを、市民の人に知ってもらいたいと思う。利用者が見学に来てピアスタッフがいると伝えても、当事者でも知らない人がいる。国等、当事者性を活用した支援は様々なところで謳われているにも関わらず、知られていないので、そういった特集を組むのも面白いと思った。

【松尾会長】

他に何か意見等はあるか。

【小林委員】

「ならとも避難ぷらん」がどういうものか、移動が困難な人(障がい児者、高齢者)等、世代を越えて読んでいただけるのではないかなと思う。

社会資源開発・改善部会の交通安全推進隊についても、様々な事件がある中で、子どもたちの地域での見守りを充実させ、安心感を持って通学させられるような取り組みについても、町会での回覧板を通して知ってもらえるのではないかなと思った。

【武井副会長】

市内に特別支援学校があり通っている子どもたちがいるので、習志野市の未来を担う子どもたちが、どのように学校を中心に過ごしていて、どのような関わりがあるのか、子どもにスポットを当てた記事が出来ると良いと思った。

【松尾会長】

他には何か意見等はあるか。

～意見等なし～

それでは、各部会に持ち帰り、ヒントやキーワード等を出していただき、運営会議で具体的に詰めていきたいと思う。

(2) 令和 8 年度 3 月提言書の提出について

【松尾会長】

日程第 5 協議(2) 令和 8 年 3 月提言書の提出について、協議をする。事務局より、資料 3-1、3-2、3-3 を配付いただいた。提言書については、障がい者地域共生協議会の任期 3 年間の最終年度に、3 年間の活動のまとめを提言書として市長へ提出している。今回、初めて提言書を提出する委員もいるため、参考として前回の令和 5 年 3 月に提出した提言書とその回答を配付している。令和 8 年 3 月に市長へ提出することとなるため、スケジュール案にてお示しさせていただく。

この 3 年間の任期の中で、1 年目、2 年目に地域課題を抽出し、最後の 3 年目にしっ

かり検証した上で提言書に載せていくこととなる。協議会での任期の最終年での大きな役割の 1 つである。今までも、この提言書を通して障がい者基本計画に反映していただいたり、実際の施策にシフトしていった経緯もある。如何に、提言書に地域の課題と実情を明記していくかが委員の役割の 1 つであるが、提言書の作成に当たっては、それなりの内容であったり、標記の仕方、部会を越えて提言する内容もある。提言書のスケジュールを見ていただくとイメージが湧きやすいかもしれないが、7 月までに部会において提言内容を検討いただく。その後、8 月以降に運営会議で提言内容を精査し、裏付けをする資料等々を事務局を交えながら作成していくこととなる。そして、年末にかけて作成し、令和 8 年 2 月の全体会において委員の承認を得たものを、年度末に市長へ提出する。任期の中で解決できないことや、提言まで持っていけないものもあるかと思うが、基本的には任期の中で提言に持っていけるものは持っていく、持っていけないものは次期の協議会へ引き継げるように内容を精査した上で、最後の任期 1 年間の部会活動を行っていただきたいと思う。本日は時間の都合上、令和 5 年 3 月の提言書の読み合わせ等は行わないが、各自確認いただけたらと思う。

何か質問等はあるか。

～質問等なし～

第 6 その他(事務連絡等)

【松尾会長】

その他として、何か報告等ある方がいたら願います。

【内山委員】

本日チラシとパンフレットの 2 種類を配付させていただいた。一つは「ひきこもりを語ろう」というチラシである。障がい福祉課がひきこもりサポートセンターとして、ひきこもりの方たちを訪問する事業と、月に 1 回プラットフォームとして、ひきこもりの方たちが集まる場を開催している。当事業所の利用者も手伝いに行っているが、あまり来ないということだった。

今回、私たちの法人の自主事業として、ひきこもりの方の家族の会をしようと思っている。ひきこもりの定義としては、精神科を受診している人の親御さんの会は既に市内にあるので、精神科をまだ受診していない、或いは受診する可能性のある方の家族が語り合える場を作ろうと思い、NPO 法人 KHJ 千葉県なの花会理事長の藤江氏を講師に招き、そこにひきこもり経験のあるピアスタッフ 2 名の体験談など、家族がひきこもっているときにどうしたら良いのか等、家族同士が困りごとなどを語れる場を企画した。広報習志

野にも掲載する。何人来ていただけるかは分からないが、先着 10 名で開催予定である。

ひきこもりの方で、家族同士の繋がりが欲しいというような方がいたらお声掛けいただけたらと思っている。今回は、精神保健福祉士と看護師のチームが企画している。何年か前から精神保健福祉士の定義が少し広がり、精神科に受診している人だけではなく、メンタルヘルスが弱くなってきた人も支援対象になったので、個人としてできることをやろうということで企画した。

もう 1 つの「千葉精神医療人権センター」のパンフレットについてだが、昨年 9 月に立ち上げたボランティアグループで、精神科に入院している方たちの電話をつなぐラインである。ボランティアグループのため、週 1 回しか出来ないが、家族の面会がない方からなど、本当にいろいろな内容の電話がある。保健所の監査では、食事の温度は指導対象にはなっていないため、病院のご飯が冷たくて不味いという電話もある。出来るか出来ないかは別として、そういった患者さんの声を聞いて、一緒にできることがあったら考えましょうということで支援している。この会は弁護士や精神科医、当事者、精神保健福祉士、作業療法士、看護師なども入っているボランティアグループである。大阪の方の人権センターは有名で昔から活動しており、今の地域移行支援事業はこの大阪の人権センターがモデルになっている。そこが日本財団から助成金をもらい、この人権センターをあちこちで広げようという活動で、助成金をもらいチラシを作った。関東近隣では東京、神奈川、埼玉には既に人権センターというボランティアグループがあるが、千葉県には無いため、千葉県の入院患者さんから電話がたくさん来ると言われていた。私たち専門職がなかなか手を出せずにいたところだったが、今回やろうという声が上がったため、ささやかではあるが始めた。入院している方に会いに行ったときに、1 人では受けとめられないことがあったら繋いでいただけたらと思う。退院したいということであれば、今までは入院中の方への退院請求を病院のワーカーでしか行っていなかったが、千葉県弁護士会が無料でサポートしてくれる制度が始まったので、当番弁護士に繋いだりできるようになった。電話代がかかってしまうため、電話だけではなく訪問して話を伺うというボランティアもしている。もし、訪問や電話のボランティア等、手伝っていただける方がいたら是非お手伝いいただけたらと思っている。

もくせい舎の場所を提供し、月に 1 回定例会を行っている。習志野市の市民活動センターのメールボックスを市民活動団体として登録させていただき借りている。御家族から入院中の子どもの医療に関して不安がある等、そういった相談があっても、万能ではないが関係機関と連携を取りながら繋いでいこうというボランティアグループである。チラ

シを持ってきているので、欲しいという方がいたらお声掛けいただきたい。

【松尾会長】

他に報告等はあるか。

事務局よりお願いします。

【事務局】

資料４を御覧いただきたい。令和７年度の全体会及び運営会議のスケジュールは資料のとおりである。委員の皆様は全体会のメンバーであるため、スケジュールを空けていただくよう、お願いします。今後、日程変更等があれば、お知らせさせていただく。

また、委員の皆様の任期は令和８年３月までとなっているが、その間に人事異動等により変更が生じる場合は、変更届及び辞任届の提出が必要となるので、まずは事務局に連絡をいただき、速やかに提出いただくようお願いする。なお、書類については、３月上旬に各委員にメールで送付させていただく。

閉会

【松尾会長】

本日の日程は以上となる。

以上で、令和６年度習志野市障がい者地域共生協議会第３回全体会を閉会する。